

株式会社 New Dimension(ハピまる) 会員規約

第1条 (ハピまる会員規約)

1. 本規約で称するハピまる会員とは、当社と「入会登録契約書」を締結し、または「無料会員規約」に同意した者を意味する。
2. 無料会員は、あとから代理店登録をする際は、法的手続きに基づき概要書面を理解した上で登録申請書に自署し登録しなければならない。
3. 会員資格は当社の代理店としての市場開拓、及び宣伝広報活動への参加に有効であり、同時に各種還元報酬取得の権利を獲得する。
4. 会員資格は、その全権利を継続して享受することができる。会員資格の有効期限・会費等については市場状況の変化に伴い変更する可能性がある。その場合は、会員ページ内にて案内するものとする。
5. 同一会員は重複してその他の間接紹介系列に加入できない。
当社に契約解除を申請後、6ヶ月の非活動期間を経過したことを当社が確認した場合に限り、他の紹介者を經由して再入会が可能となる。契約解除前の会員と共に移動する場合は、その会員の非活動期間は2年とする。
6. 当社は会員の正式登録の後の紹介者及び登録系列の変更を厳格に禁じる。
7. 当社は、個人アカウントを2つ持つことは禁止しているが、個人アカウントを取得している者が代表を務める法人アカウントの登録は認める。
8. 当社は結婚・離婚等の理由により会員が提出する登録アカウントの姓名変更に同意する。その際、戸籍謄本の提出が必要である。
9. 当社は独自プラットフォームを創り上げることによって、消費者、生産者・サービス提供者・店舗経営者への消費還元を実現するために発足する。会員はそのために必要な法的な知識を理解し行動をしなければならない。

第2条 (世襲資格)

1. 会員が死亡、或いは何らかの事由で行為能力を喪失した場合、会員の成年後見人或いは配偶者、成人の直系親族、法定相続人は、半年以内に会員資格の譲渡、或いは継承申請をすること。
2. 継承者は満20歳以上で行為能力を有し、会員の近親者に属する必要がある。継承人は、関連する条件に合致し、会員の責任と義務を継続して遵守する必要がある、それを以って当社の還元報酬を享受することが可能である。

第3条 (会員の責務)

1. 会員は当社が発表するサービス、販売促進、運営方法等の関連情報取得に責任を持つ。
2. 会員は自身のビジネスとして責任を持ち、傘下会員、店舗を包括管理する。
3. 会員は当社サービスや還元報酬システムに関するトレーニングを傘下に提供する。
4. 会員は傘下の活動を監督する。
5. 会員は新規入会者に対し代理店権利の販売をするだけでなく、積極的に宣伝及び自らハピまる参加店舗での消費活動を心掛ける。
6. 会員は当社の使命を理解し、その使命の共有をしていくことで豊かさを享受していく。
7. 会員は、ハピまるの社会における役割を理解し、行動すること。

第4条 (厳禁行為)

1. 会員は当社のサービスと還元報酬システムについて誤った案内或いは誤解を与える表現、オバートークをしてはならない。
2. 会員は故意に当社のサービスや報酬システムに関する資料を外部に漏洩してはならない。
3. 会員は詐欺、脅迫、迷惑行為或いは非合法的な方式で当社の製品と還元報酬システムを勧めてはならない。
4. 会員はSNSやFacebook、掲示板等の不特定多数の閲覧が可能な全てのシステムに当社、会員同士の誹謗中傷を投稿してはならない。
5. 会員はSNSやFacebook、掲示板等の不特定多数の閲覧が可能な全てのシステムに不実の告知、事実の不告知をしてはならない。また、スパム行為を硬く禁ずる。
6. 会員と当社との間において雇用関係はなく、等しく独立の経営体であり、かつ会員が当社サービスを販売することによる当社の代表人とは認められない。
7. 会員は当社を指揮する権利はなく、また当社を代表していかなる形式の契約を締結する権利もない。
8. 会員は当社の同意なしに、当社に帰属するいかなる知的財産の使用も認められない。

第5条 (特定違約事由或いはその他会員に帰する事由)

1. 当社の特定違約事由と会員に帰する責任事由
 - a. 当社サービスと同じサービス或いは類似サービスの販売、宣伝。
 - b. 当社の販売形態と同じ或いは類似の他の会社への参与、経営。
 - c. 当社の名誉を損なう行為と言論。
 - d. 不当な方法によりその他の会員を現体系から離れさせる行為或いは登録系列変更行為への支援、誘導。
 - e. その他当社の利益を損なう行為。
2. 会員は概要書面に記載されている業務に従事する際、特定商取引法第34条規定に従い、

下記の禁止行為をしてはならない。

<禁止行為>

- a. 勧誘の際、または契約の締結後、その解除を妨げるために、サービスの内容など、特定利益、特定負担、契約解除の件、その他の重要事項について事実を告げないこと（事実の不告知）、或いは事実と違うこと（不実の告知）を告げないこと。
 - b. 勧誘の際、または契約の締結後、その解約を妨げるために、相手側を威迫して困惑させること。
 - c. 勧誘目的を告げない誘引方法（いわゆるキャッチセールスやアポイントメントセールスと同様の方法）によって誘った消費者に対して、公衆の出入りする場所以外の場所で、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘を行うこと。
 - d. 威勢或いは誤った方式の宣伝で人目を引き、サービスを販売或いはサービス及びプラットフォームへの参加を他人に紹介すること。
 - e. 当社或いは組織の名義を装って他人に資金を募ること。
 - f. 公共秩序或いは善良風俗に違反してプラットフォーム拡散に従事すること。
 - g. 不当な直接訪問販売で消費者の権益に影響を与えること。
 - h. 特定商取引法、刑法或いはその他法規に違反して従事すること。会員に上述規定に違反する者があれば、活動停止及び一切の還元報酬計算分等に対して適切な処分を施し、事実と立証された場合は当社との契約を終止する。
3. 当社の規定で禁止されている行為が確認された場合、当該会員組織内のあらゆる関係者に罰則が課される。その内容には、還元報酬の返還、会員口座の停止、会員資格の永久剥奪などが含まれる。

第6条 （税務）

1. 会員は法律や規制によって定められたあらゆる税金を理解し、当社サービス販売の報酬所得、販売促進キャンペーンの報酬所得等に派生する一切の納税義務を負い、会員は誠実に申告及び納税をする。当社は報酬を CP/SP で支払い、会員は還元報酬収入所得を 1CP=1 円で換算し申告の根拠とする。
2. 会員は、還元報酬の受取に際して、当社が定める銀行振込手数料、事務手数料を負担することに同意する。当社と同一銀行への振込の場合、事務手数料込みで 150 円を、他銀行への振込の場合、振込先銀行への振込手数料と事務手数料 150 円を負担とする。

第7条 （契約解除）

1. 会員が下記の規定に違反した場合、当社はその資格を解除し、譲渡を認めない。
2. 当社の同意を得ず、無許可でサービスの商標を変更、偽造し、消費者を混乱させた者。

3. 当社のサービスに対し誇大及び不実な宣伝をし、或いは販売時に消費者と論争し、その処理を拒否或いは不当処理をするなどにより、当社の名誉を傷つけた者。
4. 申請書を偽造或いは他人の署名を記載（口座変更申請書など権利申請に関する署名は、必ず当事者の直筆の署名が必要）した者。
5. 当社は検証する権利を有し、もしいかなる同意書に、双方の同意を経ない、故意の偽造行為を含む欺瞞内容が発見されれば、当社はいかなる取引も拒否或いは停止する権利を有し、並びに法的な責任の追及を確保する。

第8条 （その他）

1. 会員は法律規定、当社の全規約のいずれかの条項に違反した際、当社はその情状軽重を見て、活動停止及び書面による警告、個人の一切の還元報酬を停止し、さらに事実と実証された場合、当社は当該会員からの報酬請求申請を拒否することができる。
2. 日本国内の法律、法令に修正が発生した場合、或いはその必要性が生じた際、当社は会員の権力、義務等の規範に関し本契約書を改訂する権利を有する。
3. 本契約の条件、基本資料表及び当社が位置付ける会員関連規約は全て本契約の構成部分とみなし、定めていない事柄は日本国の関連法令によるものとする。
4. 会員は、当社が目指すプラットフォーム実現のために生じる変更等を理解し、傘下や参加店舗などへの趣旨周知に力を合わせなければならない。
5. 当社は、事前に通知することなく本規約を改定することがあります。
6. 本契約で生じる一切の争議と訴訟は、東京地方裁判所、あるいは会員が個人の場合に限り、その住所地を管轄する地方裁判所の本庁をもって専属管轄裁判所とする。

お問い合わせ先

株式会社 New Dimension（ハピまる）

代表者名 代表取締役社長 天野幸雄

所在地 〒227-0054

神奈川県横浜市青葉区しらとり台 1-27

NAG ビル 5 階

メールアドレス info@hapimaru.co.jp